

# 特定小型原動機付自転車の

## 新たな交通ルールが始まります

令和5年7月1日から、いわゆる電動キックボードのうち基準を満たすものが、「特定小型原動機付自転車」という新たな区分に位置付けられます。

欧米などでは、手軽な交通手段として急速に普及しつつある電動キックボード。新たな交通ルールについてまとめました。

### 特定小型原動機付自転車には軽自動車税が課税されます

特定小型原動機付自転車には、従来の原動機付自転車と同様に、軽自動車税（種別割）が所有者に課税されます。税額は、年額 2,000 円です。

特定小型原動機付自転車には  
自賠責保険への加入や  
ナンバープレートの取り付けが  
義務付けられています

### 7月3日（月）から、ナンバープレートの交付を始めます

▽交付窓口 税務課 住民税係（役場1階）

▽必要書類 ①軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書  
②販売証明書または譲渡証明書  
③要件を満たすことがわかる書類やパンフレットなど  
④本人確認書類

詳しくは町ホームページを  
ご覧ください



問 税務課 住民税 ☎ 92-7918

### 特定小型原動機付自転車の要件

これらの基準を満たさないものは  
今後も一般原動機付自転車や車両として扱います



大きさ	定格出力	最高速度	その他
長さ 190cm 以下 幅 60cm 以下	0.6kW 以下	時速 20km 以下 〔普通自転車等及び歩行者等専用〕の 道路標識がある歩道を走る場合は 時速 6 km 以下	・ AT 機構であること ・ 法令で規定する最高速度表示灯を備えていること ・ 前照灯（ライト）など、道路運送車両法の保安基準に適合する装置を完備していること

### 特定小型原動機付自転車の交通ルール

#### 1 16歳以上は運転できます

特定小型原動機付自転車を運転できる年齢は16歳以上で、運転免許は不要です。16歳未満の人が運転した場合は、交通違反で検挙されます。

#### 2 原則として車道を走行します

「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識がある場合のみ、歩道を時速6km以下で走行できます。歩道を走行するときは最高速度表示灯を点滅させる必要があります。

#### 3 ヘルメットを着用しましょう

ヘルメットの着用は努力義務ですが、大切な命を守るために乗車用ヘルメットを着用しましょう。

#### 4 交通違反を繰り返すと…

受講命令の対象となる交通違反を3年以内に2回以上繰り返した人には、運転者講習の受講が義務付けられます。受講命令に従わず講習を受けないと、5万円以下の罰金が科されます。

電動キックボード等は、簡単な乗り物ではありません。必ず交通ルールを守って利用しましょう。

# 交通安全 コラム

vol.47



住民課  
くらしの安心・安全係  
☎ 85-8171

## 違反した場合は… 横断歩行者等妨害等違反

### ▽罰則

3か月以下の懲役  
または5万円以下の罰金

### ▽反則金

大型車1万2千円  
普通車9千円  
二輪車7千円  
原付車6千円

### ▽違反点数

2点

## 横断歩道は歩行者優先！

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

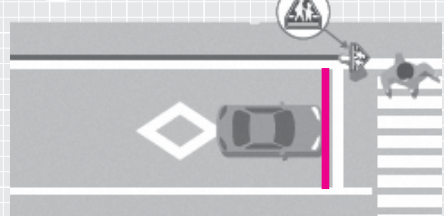
横断歩道は歩行者優先。車両の運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。一方、横断歩道以外の場所を横断したり、斜めに横断したり、走行する自動車等の直前直後を横断したりと、歩行者自身の法令違反による事故も多く発生しています。

### ルール 1 横断歩道に近づいたときは 停止できる速度に減速



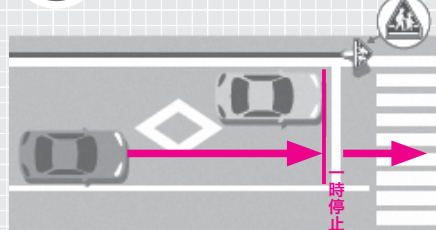
●横断歩道付近は、歩行者や自転車の飛び出し等に備える必要があります。

### ルール 2 横断歩行者等がいる場合は 一時停止



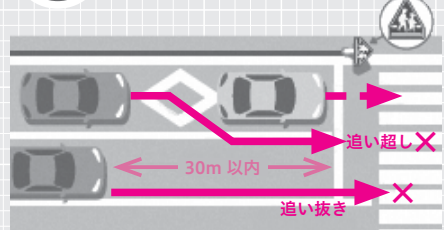
●横断者や横断しようとする歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

### ルール 3 停止車両がいるときは 必ず一時停止



●停止車両の前方に出るときは、必ず一時停止しなければなりません。

### ルール 4 横断歩道手前の 追い抜き・追い越し禁止



●横断歩道の手前30mは、追い越しも追い抜きもしてはいけません。

## 消費生活コラム vol.43

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

### 低価格で誘う

### 換気扇やエアコンクリーニングの電話勧誘

#### 実際に起こった事例

自宅に電話があり「お試し価格の3千円で、換気扇やエアコンのクリーニングができる」と勧誘されたので、換気扇の掃除を依頼した。

業者が来訪し換気扇を掃除した後、汚れが付きにくくなるからと、コーティングを強く勧められ、断れずに承諾した。すると、風呂場や洗面所の換気扇もコーティングされて約30万円も請求された。高額だと思う。

(80歳代 女性)

(参考：独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第450号」)

#### ひとこと助言

- ★低価格と勧誘されても、電話の説明だけでは詳しい内容は分かりません。安易に訪問を承諾せず、いったん切って、周りに相談するなどしてから判断しましょう。
- ★電話勧誘トラブルの防止には、通話録音装置や迷惑電話対策機能が付いた電話機を使用することも有効です。
- ★作業を依頼した場合、作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時は、なるべく家族などに同席してもらいましょう。
- ★クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎ 85-8171